管理規程

1.名　　称　ジャンボパーキング

2.管理者の住所氏名　住所　名古屋市中区錦三丁目8番5号

氏名　代　表　稲葉尚子

第1章　総　則

（契約の成立）
第1条 ジャンボパーキングの利用者は、この規程を承認のうえ利用するものとする。

（利用者）
第2条 ジャンボパーキングの駐車施設利用者は、定期駐車利用者と一般駐車利用者とする。
定期駐車利用者は一般駐車利用者に優先するものではなく、駐車区画の特定はしない。

（営業の休止等）
第3条 ジャンボパーキングは次の場合には、駐車場の全部又は一部について、営業の停止、駐車場の隔絶、車両の通行止め、駐車した車両の退避等をおこなうことがある。
(1) 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊その他、これに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合。
(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合。
(3) 工事、清掃又は消毒等を行う必要があると認められる場合。

（ジャンボパーキングを利用できる車両）
第4条 ジャンボパーキングに駐車できる車両は積載物及び取付物を含めて長さ5.3m、幅2.0m、高さ2.1m、及び車両重量2.5tを超えないものに限る。トラック（主として貨物の輸送を目的とする自動車で軽トラックを含む。）については上記範囲内であっても駐車することはできない。

第2章　利　用

（駐車位置の変更）
第5条 駐車場の管理上必要のあるときは利用者の駐車位置を変更することがある。

（ジャンボパーキング内での通行）
第6条 利用者は、ジャンボパーキング内での車両の通行については、道路交通関係法令に従うほか次の事項を守らなければならない。
(1) 速度は、時速8キロメートルを超えないこと。
(2) 追い越しをしないこと。
(3) 警笛をみだりにならさないで静かに運転すること。
(4) 出庫する車両の通行を優先させること。
(5) 標識又は信号機の表示及び係員の指示に従うこと。

（遵守事項）
第7条 利用者は、前条の定めに従う他、ジャンボパーキング内において、次の事項を守らなければならない。
(1) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫室等の中にみだりに入らないこと。
(2) 車両内には、現金その他の貴重品を置かないこと。
(3) 車両内及びジャンボパーキングの施設内に宿泊しないこと。
(4) ジャンボパーキング内において車両の清掃又は修理をしないこと。
(5) ジャンボパーキング内の施設、器物、他の車両及びその他の取付品に損傷を与え又は、その他の事故を発生させたときは、ただちに係員に届け出ること。
(6) 駐車中は、エンジンを必ず停止し、サイドブレーキを完全に引き、チェンジギアーをバックギアー又はパーキングレンジに入れ、車両を離れるときは、窓を閉め、ドアー及びトランクには施錠して盗難に備えること。
(7) ジャンボパーキング内においては、営業行為及び演説、宣伝、募金、署名活動その他風俗又は、公安を害する行為はしないこと。
(8) その他業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

（駐車拒絶等）
第8条 ジャンボパーキングは、駐車場が満車である場合に駐車受付をその間停止するほか次の場合には駐車を拒絶し、又は退去させることがある。
(1) ジャンボパーキングの施設、器物、他の車両及びその積載物、取付品を滅失、毀損、又は汚損するおそれがあるとき。
(2) 車両備付けのガソリン携行缶を除き、引火物、爆発物その他危険物を積載し、又は取り付けているとき。
(3) 著しく騒音または臭気を発しているとき。
(4) 非衛生的なものを積載、若しくは取り付けているとき、又は液汁をだし、若しくは積載物をこぼすおそれのあるとき。
(5) スパイクタイヤ又はタイヤチェーンを装着しているとき。
(6) その他ジャンボパーキングの管理上支障があると認められるとき。

（出庫拒否）
第9条 ジャンボパーキングは、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することがある。
(1) 利用者が正当な理由がなく駐車券を隠蔽又は紛失したとき。
(2) 利用者が出庫しようとする場合に所定額の駐車料金を納付しないとき又は定期駐車カードを所持しないとき。
(3) その他ジャンボパーキングの管理上支障があると認められるとき。

（事故に対する措置）
第10条 ジャンボパーキングは、駐車場において、事故が発生し、又は発生するおそれのあるときは、自己の判断で必要な措置を行う。

第3章　駐車料金の算定等

（駐車時間）
第11条 駐車料金を算出するための駐車時間は、入庫のとき駐車券に打刻された時刻から出口精算のときに同券に打刻された時刻までの時間とする。

（駐車券を紛失した場合の取扱）
第12条 利用者が駐車券を紛失した場合は、利用者は別に定める所定の用紙に必要事項を記入し、駐車券の再発行を受ける。

第4章　保管責任及び損害賠償

（保管責任）
第13条 ジャンボパーキングは、保管中の車両に関する責任を負わないものとする。

（長時間の駐車）
第14条 利用者は72時間以上駐車する場合、事前に駐車場管理室へ連絡するものとする。連絡のない場合は、車両を移動・処分することがある。この場合、移動・処分にかかる費用及び損害賠償を所有者又は使用者に請求する。

（車両内に存置された貴重品その他の物品又は車両積載物及び取付物に関する免責）
第15条 ジャンボパーキングは、駐車場に駐車する車両内に存置された貴重品その他の物品又は車両積載物及び取付物に関する盗難、その他の一切責任を負わない。

（車両又は利用者の損害に関する免責）
第16条 ジャンボパーキングは、次の事由その他当駐車場の責に帰することができない事由によって生じた車両又は利用者の損害については賠償しない。
(1) 天災地変その他不可抗力による事故。
(2) 当該車両、その積載物若しくは取付物の瑕疵又は積載物若しくは取付物の性質による事故。
(3) 当駐車場の責に帰することができない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故。
(4) 第10条の規定による措置。

（営業休止等による免責）
第17条 ジャンボパーキングは、駐車場の全部又は一部について営業の休止、駐車場の隔絶、車路の通行止め、駐車車両の退避等を行ったときは、利用者について生じた損害について賠償しない。

（利用者の損害賠償義務）
第18条 駐車場利用者及びその関係者（同乗者を含む）は、故意または過失により、駐車場の建物、その設備及び他の駐車中の車両等に損害を与えたときは、直ちにその損害をジャンボパーキング及び被害者に賠償しなければならない。

（この規程の定めない事項）
第19条 この規程に定めのない事項については、ジャンボパーキングがその必要に応じて随時定めて掲示した内容及び法令にしたがって処理する。

第5章　反社会的勢力の排除

第20条 利用者は、ジャンボパーキングを利用するにあたり、次の各号の一に該当することを表明し、保証します。
(1) 自らとその役員、経営・事業に実質的な影響力を有する株主、重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という。）が、反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいう。）でないこと。
(2) 反社会的勢力が自らの経営に関与していないこと。
(3) 自らとその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
(4) 自らとその役員等が、犯罪行為に関与しないこと。